

平成23年度島根県普通会計決算及び 健全化判断比率等の概要

1. 普通会計決算

(1) 総括

歳入については、地方交付税と臨時財政対策債の合計額の微減、国の経済対策に係る国庫支出金や県債の減等により減少した。また、歳出については、普通建設事業の減、公債費の減等により減少した。

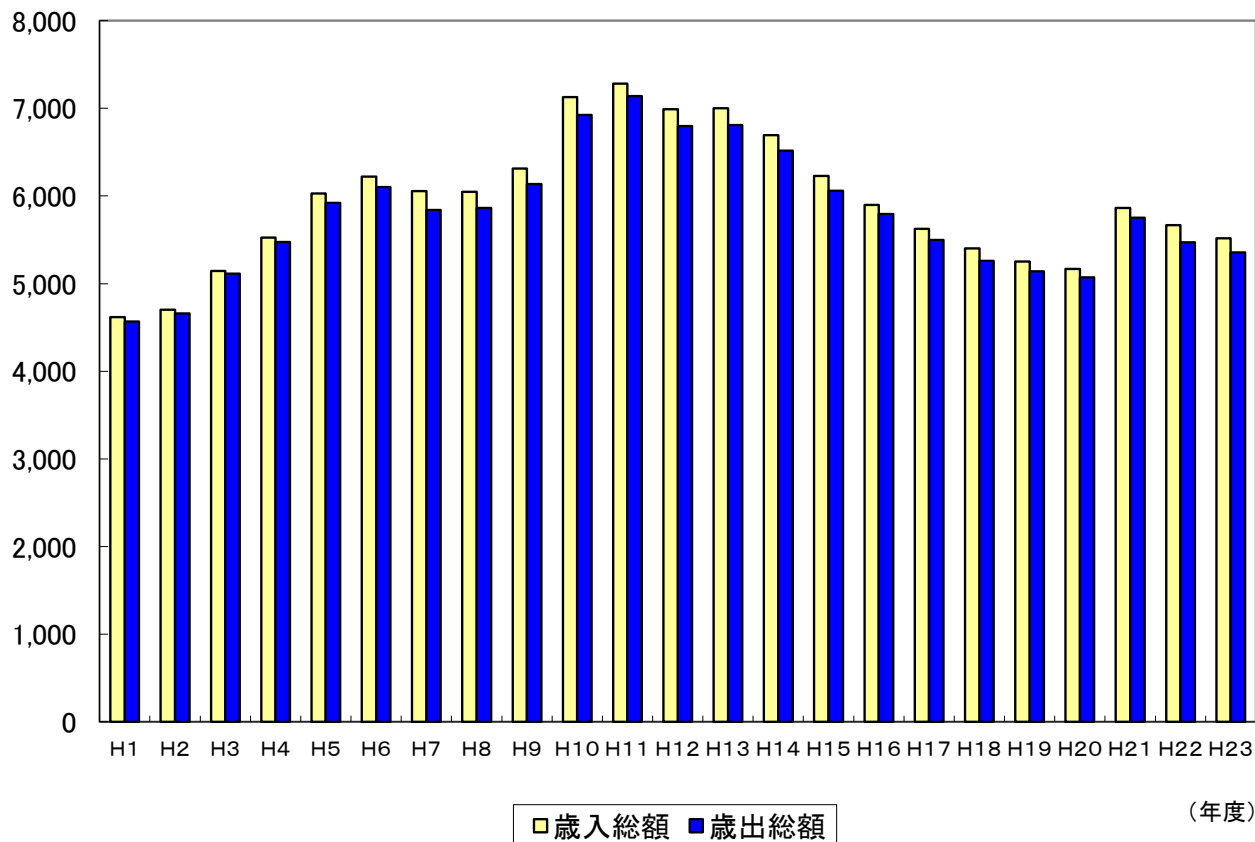
この結果、歳入・歳出総額はともに減少した。

(単位：百万円)

区 分	平成23年度	平成22年度	増減額	増減率
歳入総額 ①	551,693	566,854	▲ 15,161	▲ 2.7%
歳出総額 ②	535,568	547,088	▲ 11,520	▲ 2.1%
形式収支 ③=①-②	16,125	19,766	/	
翌年度繰越財源 ④	10,802	15,443		
実質収支 ⑤=③-④	5,323	4,323		

億円

【普通会計決算額の推移】



(2) 歳入の状況 (対前年度比▲15,161百万円 ▲2.7%)

※()内の数字は対前年度比

- ① 県 税 (▲219百万円、▲0.3%)
 - ・ 景気低迷等の影響による県民税の減少
- ② 繰 入 金 (▲1,142百万円、▲4.3%)
 - ・ 減債基金取崩しの減少等による減少
- ③ 繰 越 金 (+8,323百万円、+72.7%)
 - ・ 繰越事業充当財源の増加等による増加
- ④ 地 方 交 付 税 (+9,129百万円、+5.2%)
 - ・ 算定方法の変更による臨時財政対策債の配分額の減に伴う増加
(地方交付税と臨時財政対策債の合計額は減少)
- ⑤ 国 庫 支 出 金 (▲9,899百万円、▲10.3%)
 - ・ 国の経済対策に伴う各種交付金が大幅に減少したことによる減少
- ⑥ 県 債 (▲19,991百万円、▲21.3%)
 - ・ 臨時財政対策債の発行額の減少等による減少

○歳入決算内訳

(単位：百万円)

区 分	平成23年度		平成22年度		比 較	
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比	(A)-(B)	増減率
自 主 財 源	194,617	35.3%	188,983	33.3%	5,634	3.0%
県 税	62,722	11.4%	62,941	11.1%	▲219	▲0.3%
県 民 税	21,041	3.8%	21,370	3.8%	▲329	▲1.5%
個人県民税	17,727	3.2%	17,910	3.2%	▲183	▲1.0%
法人県民税	2,620	0.5%	2,683	0.5%	▲63	▲2.3%
株式等譲渡所得割	38	0.0%	54	0.0%	▲16	▲29.6%
利子割等	656	0.1%	723	0.1%	▲67	▲9.3%
事 業 税	9,372	1.7%	9,259	1.6%	113	1.2%
個人事業税	564	0.1%	572	0.1%	▲8	▲1.4%
法人事業税	8,808	1.6%	8,687	1.5%	121	1.4%
地 方 消 費 税	13,205	2.4%	13,314	2.4%	▲109	▲0.8%
自 動 車 税	8,413	1.5%	8,489	1.5%	▲76	▲0.9%
軽油引取税	5,641	1.0%	5,857	1.0%	▲216	▲3.7%
そ の 他	5,050	1.0%	4,652	0.8%	398	8.6%
分担金及び負担金	2,776	0.5%	2,802	0.5%	▲26	▲0.9%
使用料及び手数料	3,698	0.7%	3,856	0.7%	▲158	▲4.1%
財 産 収 入	1,583	0.3%	1,675	0.3%	▲92	▲5.5%
寄 附 金	9	0.0%	115	0.0%	▲106	▲92.2%
繰 入 金	25,653	4.6%	26,795	4.7%	▲1,142	▲4.3%
うち財調基金等取崩分	4,611	0.8%	8,674	1.5%	▲4,063	▲46.8%
繰 越 金	19,766	3.6%	11,443	2.0%	8,323	72.7%
諸 収 入	78,410	14.2%	79,356	14.0%	▲946	▲1.2%
依 存 財 源	357,076	64.7%	377,871	66.7%	▲20,795	▲5.5%
地 方 譲 与 税	11,448	2.1%	11,330	2.0%	118	1.0%
地 方 特 例 交 付 金	918	0.2%	1,062	0.2%	▲144	▲13.6%
地 方 交 付 税	184,221	33.4%	175,092	30.9%	9,129	5.2%
(地方交付税+臨財債)	(220,884)	(40.0%)	(225,211)	(39.7%)	(▲4,327)	(▲1.9%)
交通安全対策特別交付金	252	0.0%	260	0.0%	▲8	▲3.1%
国 庫 支 出 金	86,281	15.6%	96,180	17.0%	▲9,899	▲10.3%
県 債	73,956	13.4%	93,947	16.6%	▲19,991	▲21.3%
歳 入 合 計	551,693	100.0%	566,854	100.0%	▲15,161	▲2.7%

※地方消費税は清算後の額である。

(3) 歳出の状況 (対前年度比▲11,520百万円 ▲2.1%)

※()内の数字は対前年度比

- ① 公債費 (▲8,982百万円、▲8.2%)
 - ・ 臨時財政対策債償還額の増、通常債償還額の減、繰上償還額の減等による減少
- ② 普通建設事業費 (▲13,770百万円、▲10.6%)
 - ・ 国の経済対策関連交付金などを活用した事業の減少等による減少
- ③ 物件費・補助費等 (+5,547百万円、+6.2%)
 - ・ 国の経済対策の雇用機会創出事業費や工業用水道事業負担金の増等による増加
- ④ 積立金 (+5,782百万円、+70.3%)
 - ・ 国の補正予算に対応した基金積立の増等による増加

○歳出決算内訳

(単位：百万円)

区分	平成23年度		平成22年度		比較		
	決算額(A)	構成比	決算額(A)	構成比	(A)-(B)	増減率	
性別 歳出 内訳	義務的経費	228,234	42.6%	236,999	43.3%	▲8,765	▲3.7%
	人件費	116,657	21.8%	116,668	21.3%	▲11	▲0.0%
	除く退職手当	105,551	19.7%	105,836	19.3%	▲285	▲0.3%
	公債費	100,949	18.8%	109,931	20.1%	▲8,982	▲8.2%
	扶助費	10,628	2.0%	10,400	1.9%	228	2.2%
	投資的経費	117,602	22.0%	131,575	24.1%	▲13,973	▲10.6%
	普通建設事業費	116,345	21.7%	130,115	23.8%	▲13,770	▲10.6%
	うち補助	63,613	11.9%	58,620	10.7%	4,993	8.5%
	うち単独	45,934	8.6%	61,555	11.3%	▲15,621	▲25.4%
	(34,737)	(6.5%)	(36,589)	(6.7%)	(▲1,852)	(▲5.1%)	
	災害復旧費	1,257	0.3%	1,460	0.3%	▲203	▲13.9%
	その他の経費	189,732	35.4%	178,514	32.6%	11,218	6.3%
	物件費・補助費等	95,151	17.8%	89,604	16.4%	5,547	6.2%
	維持補修費	7,611	1.4%	8,756	1.6%	▲1,145	▲13.1%
	積立金	14,009	2.6%	8,227	1.5%	5,782	70.3%
	投資・出資金	1,739	0.3%	1,631	0.3%	108	6.6%
貸付金	70,446	13.2%	69,557	12.7%	889	1.3%	
繰出金	776	0.1%	739	0.1%	37	5.0%	
歳出合計	535,568	100.0%	547,088	100.0%	▲11,520	▲2.1%	
目的 別 歳出 内訳	総務費	20,770	3.9%	22,090	4.0%	▲1,320	▲6.0%
	民生費	54,508	10.2%	54,146	9.9%	362	0.7%
	衛生費	22,918	4.3%	18,949	3.5%	3,969	20.9%
	労働費	8,661	1.6%	9,365	1.7%	▲704	▲7.5%
	農林水産業費	44,590	8.3%	41,542	7.6%	3,048	7.3%
	商工費	77,022	14.4%	72,250	13.2%	4,772	6.6%
	土木費	85,091	15.9%	97,247	17.8%	▲12,156	▲12.5%
	警察費	19,943	3.7%	20,044	3.7%	▲101	▲0.5%
	教育費	91,049	17.0%	91,162	16.6%	▲113	▲0.1%
	災害復旧費	1,257	0.2%	1,461	0.3%	▲204	▲14.0%
	公債費	101,086	18.9%	110,038	20.1%	▲8,952	▲8.1%
その他	8,673	1.6%	8,794	1.6%	▲121	▲1.4%	

※平成23年度において補助事業に分類している社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略総合交付金のうち

「旧地域活力基盤創造交付金事業」分は、平成22年度においては単独事業として分類している

※普通建設事業費の「うち単独」の()は、国交付金充当事業を除く事業費

2. 財政健全化法における健全化判断比率等

(1) 平成23年度決算に基づく健全化判断比率等

算定の結果、いずれの指標も早期健全化基準に該当しない状況。

①実質赤字比率 ー% (実質赤字なし)

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

算出方法

$$\frac{\text{一般会計等 (= 普通会計) の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

【基準】

早期健全化基準 3.75%
財政再生基準 5%

②連結実質赤字比率 ー% (実質赤字・資金不足なし)

全会計を対象とした実質赤字 (又は資金の不足額) の標準財政規模に対する比率

算出方法

$$\frac{\text{連結 (一般会計等 + 公営企業会計) 実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

【基準】

早期健全化基準 8.75%
財政再生基準 15%

③実質公債費比率 (3か年平均) 16.0% (対前年度▲1.0ポイント)

■算定開始 (H17決算) 以降最低値

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

算出方法

$$\frac{\begin{aligned} &(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) \\ &- (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

《参考》

H17	17.9%
H18	18.1%
H19	17.8%
H20	17.9%
H21	17.3%
H22	17.0%

【基準】 早期健全化基準 25% 財政再生基準 35%

④将来負担比率 183.4% (対前年度▲3.6ポイント)

■算定開始以降、4年連続減少

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

算出方法

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

《参考》

H19	227.9%
H20	225.4%
H21	213.1%
H22	187.0%

【基準】 早期健全化基準 400%

※将来負担額

地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当支給予定額など一般会計等が将来負担すべき実質的な負債

⑤資金不足比率 ー% (いずれの会計も資金不足なし)

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

算出方法

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

【基準】 経営健全化基準 20%

(2) 健全化判断比率等以外の参考指標 (普通会計)

(単位：百万円)

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
経常収支比率	88.6%	94.1%	94.9%	93.7%	92.5%	89.3%	89.7%
前年度比	▲2.4㌦ [㌦] イント	5.5㌦ [㌦] イント	0.8㌦ [㌦] イント	▲1.2㌦ [㌦] イント	▲1.2㌦ [㌦] イント	▲3.2㌦ [㌦] イント	0.4㌦ [㌦] イント
地方債現在高	1,051,767	1,037,230	1,022,978	1,003,552	1,009,178	1,007,394	994,483
前年度比	2,430	▲14,537	▲14,252	▲19,426	5,626	▲1,784	▲12,911

※地方債現在高は特定資金公共投資事業債（NTT債）を除く。

○経常収支比率…財政構造の弾力性をみる指標

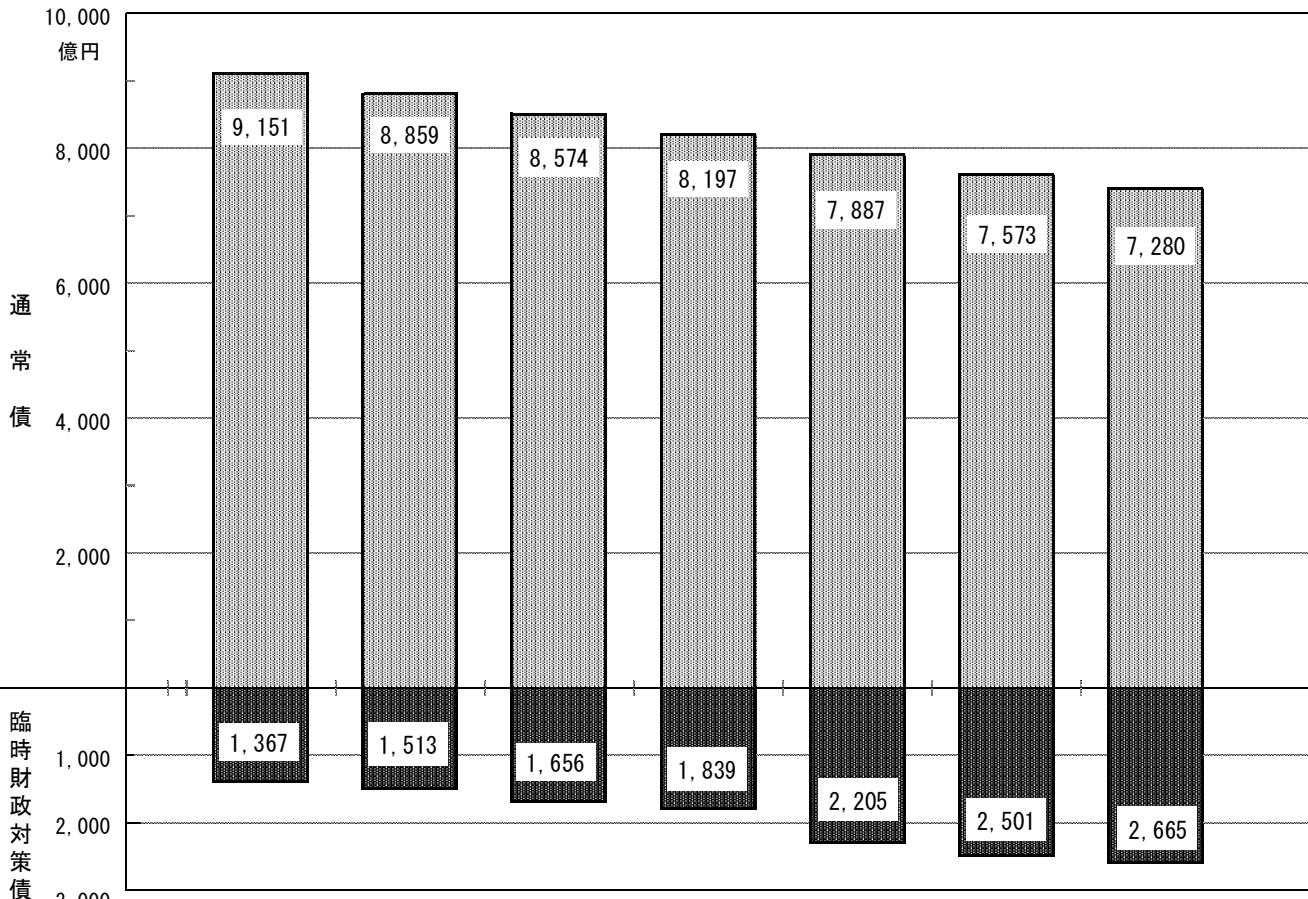
= 経常的な経費に充当した一般財源 ÷ 経常的な一般財源としての収入

※経常的な経費…人件費、扶助費、公債費等毎年度経常的に支出される経費

県債残高の推移

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
残高総額	10,518	10,372	10,230	10,036	10,092	10,074	9,945

(単位：億円)



※臨時財政対策債とは、地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる特例として発行される地方債。地方交付税の振替であり元利償還金については、後年度に全額交付税措置。

(参考) 財政健全化法の概要

① 概要

地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じて、財政の早期健全化を図るための計画等を策定する制度を定め、財政の早期健全化を図る。

平成20年度決算から、一定の水準を超えた場合の財政健全化計画及び財政再生計画の策定等が義務づけ。健全化判断比率の公表は平成19年度決算から適用。

② 健全化判断比率等の公表

○地方公共団体は、毎年度、以下の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表(※) (法第3条)

- ア 実質赤字比率
- イ 連結実質赤字比率
- ウ 実質公債費比率
- エ 将来負担比率

○公営企業ごとに資金不足比率を算出し、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表 (法第22条)

③ 財政の早期健全化、財政の再生

健全化判断比率が一定の基準を超えた場合は、計画の策定が義務づけ。

(早期健全化段階)

- ②のア～エの比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、
- ・財政健全化計画を作成し、議会の議決を経て、速やかに公表
 - ・毎年度、財政健全化の実施状況を議会に報告し、公表

公営企業ごとに算出した資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、

- ・経営健全化計画を作成
- ・「早期健全化段階」と同様の仕組みにより健全化を図る。

(財政再生段階)

- ②のア～ウの比率のいずれかが財政再生基準以上の場合、
- ・財政再生計画を作成し、議会の議決を経て、速やかに公表
 - ・毎年度、財政健全化の実施状況を議会に報告し、公表
 - ・財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、起債を制限
 - ・収支不足を振り替えるため、総務大臣の許可を受け、再生振替特例債(*)の起債が可能

*再生振替特例債・・・収支不足額を振り替えるための赤字地方債であり、財政再生計画の期間内に償還することが必要

(参考) 健全化判断比率等の対象について

地方自治法上の区分	健全化法上の区分	会計名・法人等名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
一般会計	一般会計等	○一般会計	↓	↓	↓	↓	
		○公債管理特別会計 ○総務事務集中処理特別会計 ○証紙特別会計 ○市町村振興資金特別会計 ○母子寡婦福祉資金特別会計 ○あさひ社会復帰促進センター特別会計 ○農林漁業改善資金特別会計 ○中小企業近代化資金特別会計 ○県営住宅特別会計					
特別会計	公営事業会計	本県該当なし(国保事業会計等)					
	公営企業会計	○病院事業会計 ○電気事業会計 ○工業用水道事業会計 ○水道事業会計 ○宅地造成事業会計 ○中海水中貯木場特別会計 ○臨港地域整備特別会計 ○流域下水道特別会計					※公営企業ごとに算定
	一部事務組合等	○隠岐広域連合 ○境港管理組合					
	地方公社・第三セクター等 (第三セクター等は損失補償対象団体のみ)	○島根県土地開発公社 ○公立大学法人島根県立大学 ○(財)島根県環境管理センター ○(財)しまね農業振興公社 ○(社)島根県林業公社 ○(財)島根県建設技術センター ○島根県信用保証協会 ○島根県農業信用基金協会 ○島根県漁業信用基金協会 ○(財)しまね産業振興財団					